

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

| 期 間               | 区 分/会 場 等  | 所 在 地          | 時 間  |
|-------------------|--|----------------|--|
| 1月24日(月)～1月28日(金) | ・ <b>パソコン</b><br>による申告相談<br>(各日:定員100人)<br>鶴見区役所 6階会議室           | 鶴見区鶴見中央3-20-1  | 午前 9時15分～12時<br>午後 1時～4時<br>※ 受付は午後3時30分まで   |
|                   | ・ <b>スマートフォン</b><br>による申告相談のみ<br>(各日:定員30人)<br>LICOPA鶴見 1階GARDEN | 鶴見区鶴見中央3-15-30 | 午前 10時15分～12時<br>午後 1時～4時<br>※ 受付は午後3時30分まで<br>※ 申告相談に必要な書類のほか、 <b>①スマートフォン、②マイナンバーカード又はe-TaxのID・パスワード</b> をご持参ください。 |

令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**を受け付けます。  
**事前申込**については、以下の赤字部分をご参照ください。

- 一部、当日入場整理券を配付しますが、無くなり次第終了となりますので、是非、事前申込をご利用ください。
- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。  
 ただし、住宅借入金等特別控除の適用1年目の場合や、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合、譲渡損失の繰越がある場合、退職所得がある場合など、複雑な内容の相談を除きます。
- 申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。  
 なお、「医療費控除」を受けられる方は、明細書の作成をご自宅で行ってからご来場ください。
- 会場には、無料の駐車場はありません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。

◎ **オンライン事前申込**

事前申込サイト ⇒ [コチラ](#)

- ・ オンラインによる事前申込は令和4年1月5日(水)から可能となります。
- ・ 電話による受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- ・ オンラインによる事前申込についてのお問い合わせは、東京地方税理士会(045-243-0511)又は東京地方税理士会鶴見支部(045-502-0780)へお願いします。